

## 2014年度点検・評価シート

## I 評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準4	教育内容・方法・成果
中項目 4-1	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 【自己評定 S】
点検・評価項目(1)	4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
評価の視点	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 教育目標と学位授与方針との整合性 修得すべき学習成果の明示
点検・評価項目(2)	4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。
評価の視点	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示
点検・評価項目(3)	4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。
評価の視点	周知方法と有効性 社会への公表方法
点検・評価項目(4)	4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

## II 【点検・評価項目ごとの現状説明】

4-1-1	学則第1条に、「本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする」とある。ディプロマ・ポリシーは次のように明文化されている。「法務研究科は、所定の期間在学して所定の単位を修得し、修了年度におけるGPAが本研究科の定める基準以上であると認められた者を、以下のような能力を備えていると判断し、法務博士（専門職）の学位を授与します。1. 法曹として必要な法的知識を持つ。2. 修得した法的知識を批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的問題解決に必要な分析力、議論の能力を持つ。3. 先端的な法領域を理解し、社会に生起する様々な問題に関心を持ち、新しい社会のニーズに応える能力を持つ。4. 必要な事実を調査し、事実認定能力を持つ。5. 法曹として責任感と高い倫理観を持つ。」																									
4-1-2	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は次のように明文化されている。「法務研究科は、法曹一般に必要とされる専門的能力を涵養しつつ、先端的・専門的法領域に生起する法的問題にも対応できる法曹を養成するため、以下の方針でカリキュラムを編成しています。1. コモンベーシックを確保する法律基本科目、実践的対応能力を養成する実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の順に段階的・系統的に学びを深め、理論と実務をバランスよく身に付けることができる。2. 企業活動や経済活動に関わる法的問題を総合的に判断・解決できる能力を養い、経済社会における今日的ニーズに対応できるビジネスローヤーを目指す人のために、企業法務重視型のカリキュラムを設定する。3. 国際取引など国際関係における法的問題を解決できる能力を養成するとともに、中国法、韓国法を中心としたアジア法の基礎を学び、アジア法務の分野での法的問題に対応できる法曹を目指す人のために、国際法務（アジア法務）重視型のカリキュラムを設定する。4. 市民生活に関わる法の中で、生命倫理に関する問題や医事法務に関する知識を中心に修得し、医療関係の分野での法的問題に対応できる法曹を目指す人のために、市民生活法務重視型のカリキュラムを設定する。5. 政策立案とその執行プロセスに関する理論的、実務的な知識を修得し、政策の立案や執行に携わる実務家を目指す人のために、政策法務重視型のカリキュラムを設定する。」 科目区分等、次の通り。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設科目数</th> <th>単位数</th> <th>内必修科目数</th> <th>内必修単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律基本科目群</td> <td>38</td> <td>70</td> <td>32</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>法律実務基礎科目群</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>基礎法学・隣接科目群</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>展開・先端科目群</td> <td>33</td> <td>66</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		開設科目数	単位数	内必修科目数	内必修単位数	法律基本科目群	38	70	32	62	法律実務基礎科目群	14	27	10	19	基礎法学・隣接科目群	8	16	0	0	展開・先端科目群	33	66	0	0
	開設科目数	単位数	内必修科目数	内必修単位数																						
法律基本科目群	38	70	32	62																						
法律実務基礎科目群	14	27	10	19																						
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	0																						
展開・先端科目群	33	66	0	0																						
4-1-3	大学執行部からのカリキュラム・ポリシー策定方針に基づき、平成24年度から平成25年度まで、定例教授会において全教授による検討が数回行われ、十分周知されている。本研究科内のイントラネットシステム(TKC)に掲載し、学生への周知を図っている。今後、FD委員会や分科会において、授業の改善など検討する際、教員に周知徹底する。																									
4-1-4	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性については、FD委員会で検討する。各教科毎の分科会においても、ポリシーの検討を行う事としている。FD委員会は定期的に開催されており、そのなかでポリシーの検証を行う予定。																									

## 【効果が上がっている事項】

4-1-1	ディプロマ・ポリシーの明文化。
4-1-2	カリキュラム・ポリシーの明文化。
4-1-3	

4-1-4	
-------	--

## 【改善すべき事項】

4-1-1	
4-1-2	
4-1-3	学生に十分周知されていない。
4-1-4	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性についての FD 委員会での検討が未実施。

## 本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

学則、法務研究科の3つのポリシー、
-------------------

## 《指標データ》

データ集（表8）大学院における学位授与状況

- (表10) 公開講座の開設状況
- (表11) 学生の国別国際交流
- (表12) 海外への派遣学生数
- (表13) 国別留学生数（学部別）の経年変化
- (表14) 教員・研究者の国際学術研究交流
- (表17) 各年次ごとの履修登録単位数制限の状況

III 【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価				
			2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	4-1-4 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の確保。	教授会において、ディプロマ・ポリシーが適切であることの審議を行い、承認を得る。	→				
14年度 目標	4-1-3 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知。	研究科内のインターネットシステム（TKC）の分かりやすい箇所に明示する。	→	B			